

各資料には、次のような内容を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、①～④の「基本目標」を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、[1]～[5]の「重点施策」を記載しています。

基本目標① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

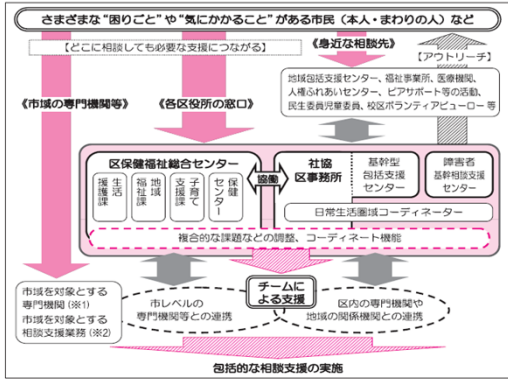
重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

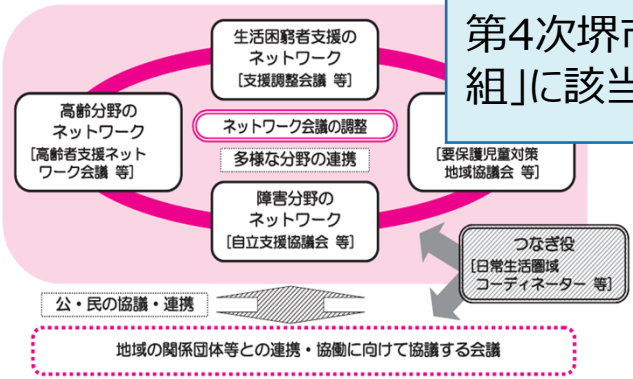
第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画において定めた、1～3の「取り組む方向性」を記載しています。

- 堺市における重層的支援体制整備事業の実施について【取組1) 2) 3)】
- ・令和3年度の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた具体的施策として、重層的支援体制整備事業の実施が努力義務化された。
- ・堺市においては、「区を基盤とした包括的な相談支援体制の構築」や「包括的な支援に向けた協働を進めるためのネットワーク会議等の連携」を進めるにあたり、当該事業の実施を令和3年度より段階的に進めており、令和6年度から本格的に実施する予定である。

第4次堺市地域福祉計画における「市の主な取組」に該当する項目番号を記載しています。



※区を基盤とした包括的な相談支援のイメージ



※包括的な支援に向けた協働をすすめるためのネットワーク会議等の連携のイメージ

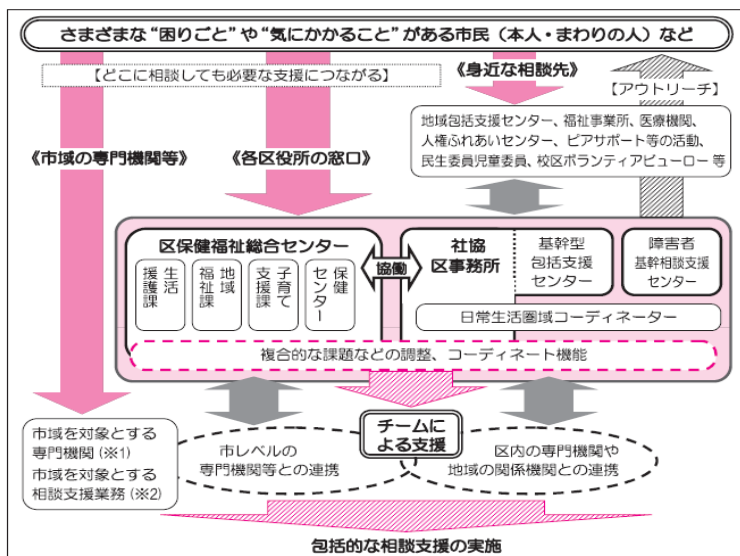
【資料の例】

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

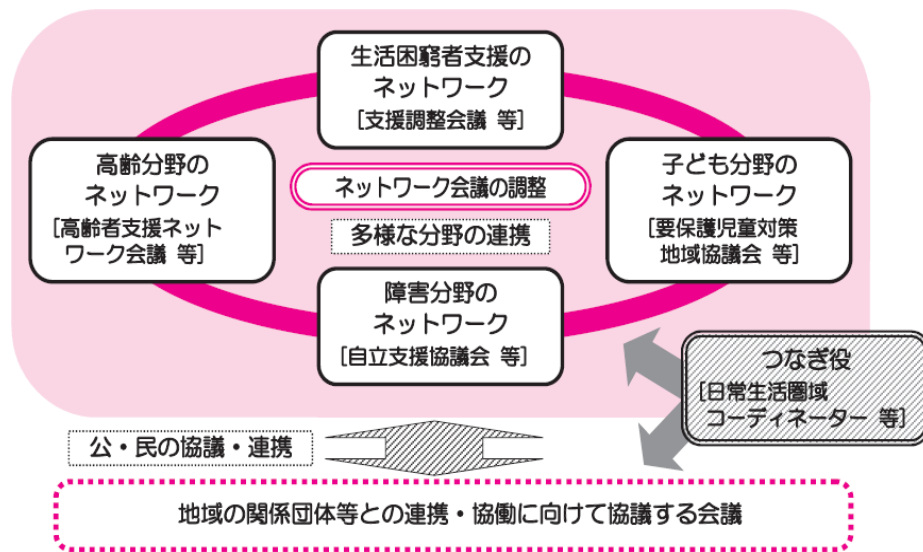
取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○堺市における重層的支援体制整備事業の実施について【取組1) 2) 3)】

- ・令和3年度の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた具体的施策として、重層的支援体制整備事業の実施が努力義務化された。
- ・堺市においては、「区を基盤とした包括的な相談支援体制の構築」や「包括的な支援に向けた協働を進めるためのネットワーク会議等の連携」を進めるにあたり、当該事業の実施を令和3年度より段階的に進めており、令和6年度から本格的に実施する予定である。



※区を基盤とした包括的な相談支援のイメージ



※包括的な支援に向けた協働をすすめるためのネットワーク会議等の連携のイメージ

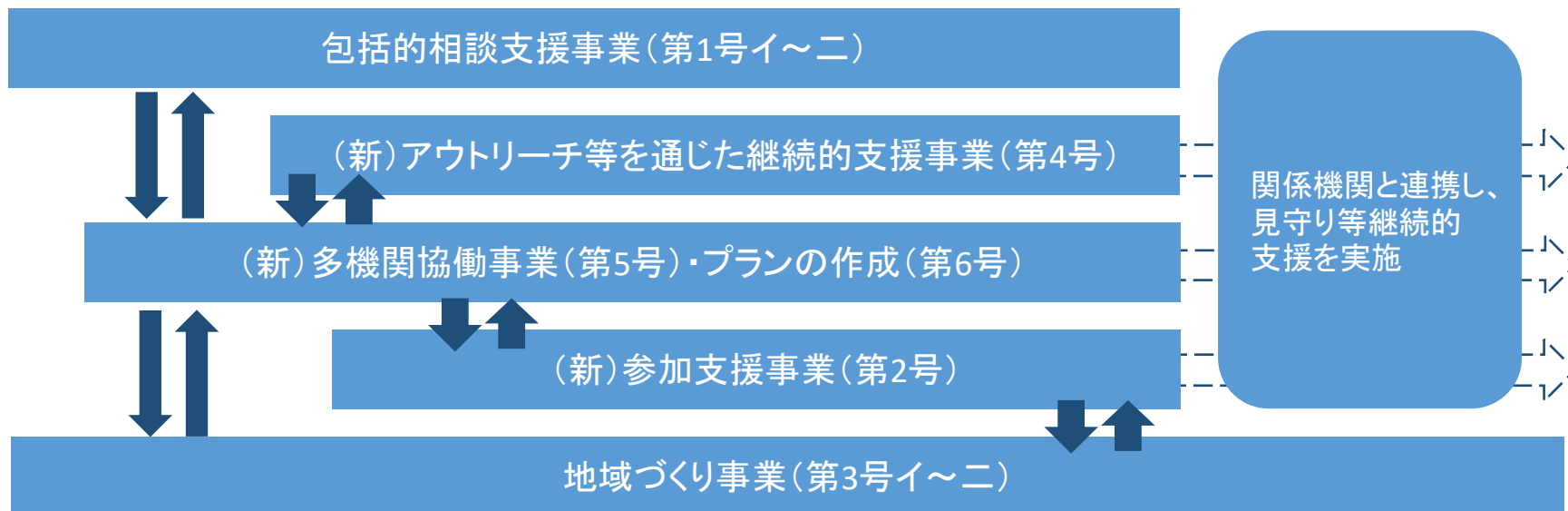
■ 【参考】重層的支援体制整備事業

(社会福祉法第106条の4第2項関係)

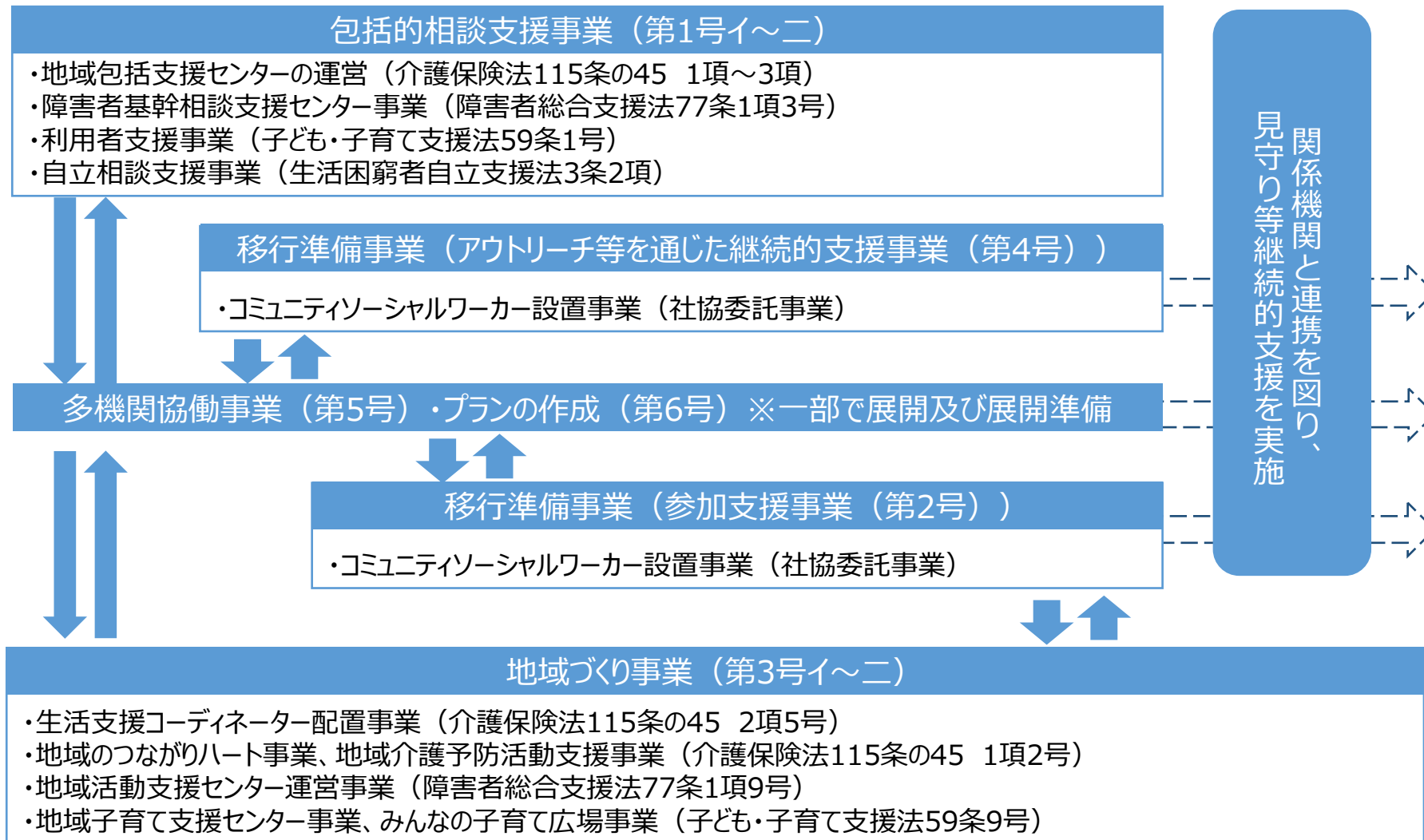


令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」は、これまでも取り組んできた①**包括的相談支援事業**（相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める事業）や、②**地域づくり事業**（住民同士のケア・支え合う関係性を育む事業）に加えて、③**多機関協働事業**（相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする事業）、④**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**（本人との関係性の構築に向けて支援する事業）、⑤**参加支援事業**（社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人について、本人のニーズと地域資源との間を調整する事業）をすべて実施するものである。

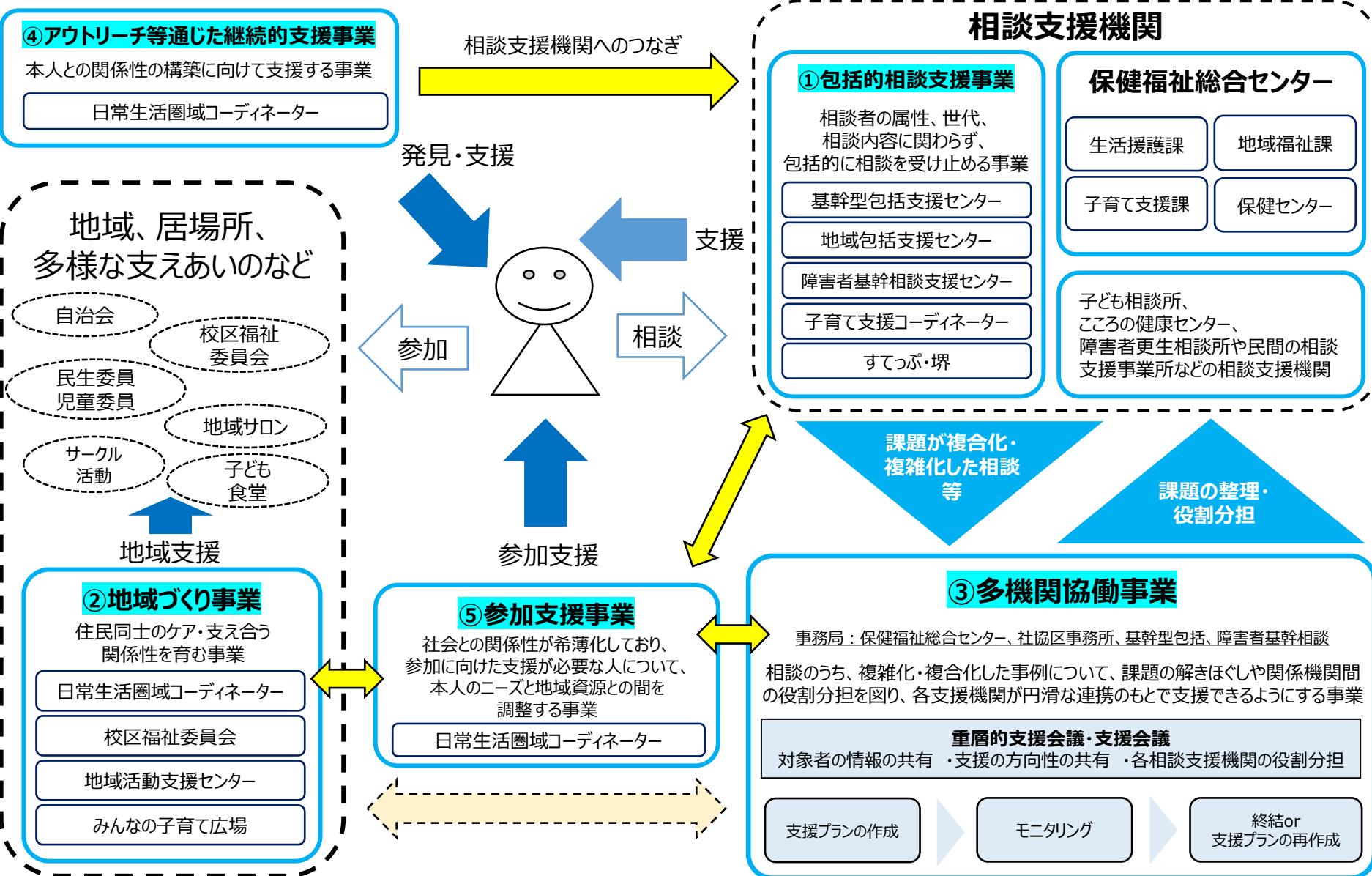
(事業イメージ)



■ 【参考】本市の現状（R5年度）



【参考】本市における重層的支援体制整備事業

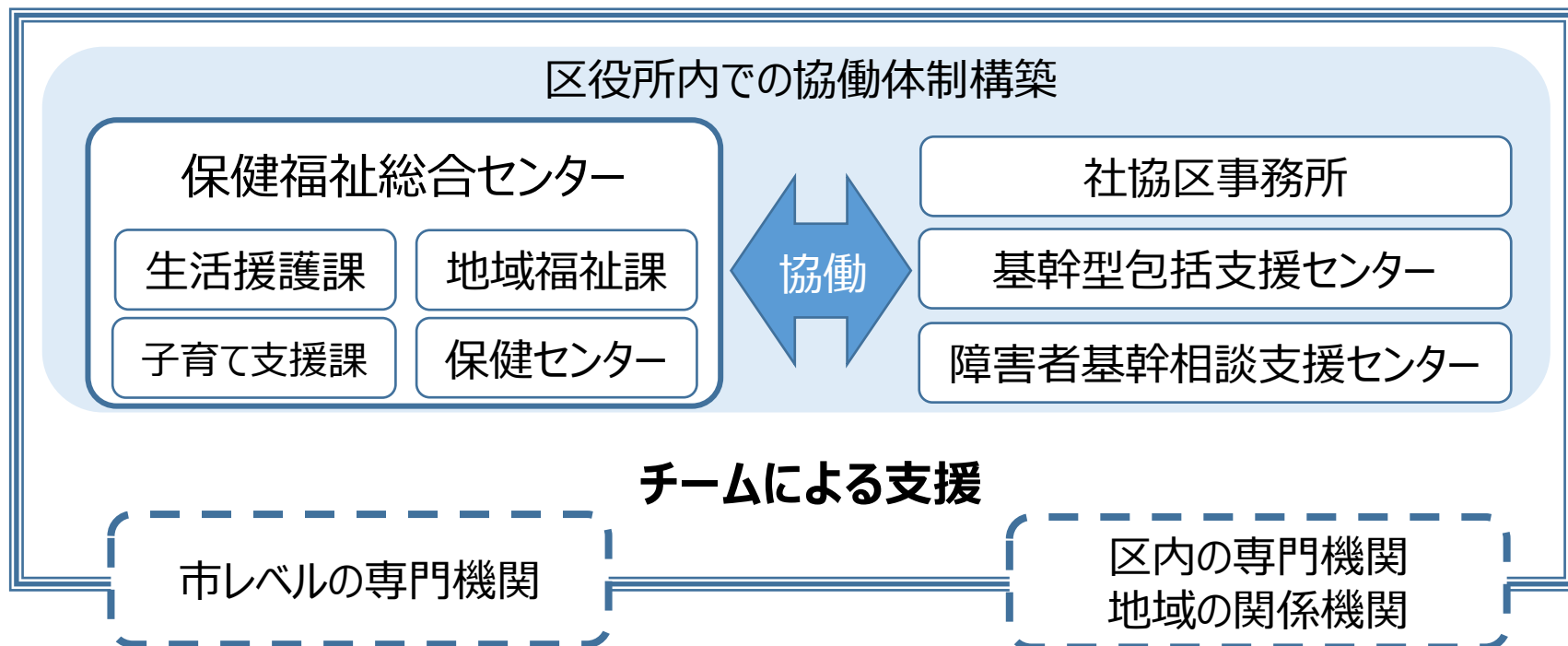


重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○多機関協働事業等の実施【取組1)① 2)①】

- ・複雑化、複合化した者（世帯）に対する支援のために課題の解きほぐし、役割分担を行うなどにより支援チームを作る多機関協働事業等の実施。
- ・令和4年度から南区で、令和5年度から堺区にて先行実施。R6年度から全区で実施予定。



【参考】本市における多機関協働事業の運営方法

■多機関協働事業統括会議 ★統括支援会議

協議事項：①すべての重層的支援会議対象者及び個別支援会議対象者の情報共有、モニタリング、支援プラン見直し及び終結決定等
②区における保健福祉総合センター及び支援関係機関の連携や、相談機能強化に向けた取組についての協議

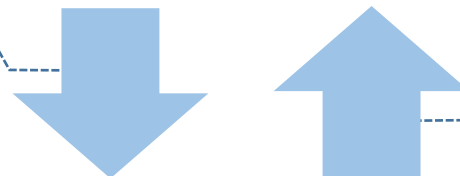
構成組織：生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、保健センター、社会福祉協議会区事務所、基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、すてっぷ・堺、その他保健福祉総合センター所長が必要と認める支援関係機関
(構成組織から会長を保健福祉総合センター所長が選出。会長が属する組織以外からは副会長もしくは事業担当者を選出。)

開催頻度：定期的な開催

備考：・出席者は所属組織における対象者の情報収集及び進捗確認を行い、統括会議にて報告をする
・重層的支援会議もしくは個別支援会議に参加していない組織からの客観的意見の集約
・重層的支援会議及び個別支援会議において課題の整理ができない場合や調整が難航した場合のアドバイザー機能を有する

※ ■多機関協働事業統括会議と★統括支援会議は一体的に実施

・統括会議において、個別会議による再プラン作成等が必要と判断した場合の会議招集指示（随時）
・個別会議において、アセスメントや課題の整理、役割分担について、硬直化した場合や調整が難航した場合の調整（アドバイザー機能）



・個別会議における進捗報告
・個別会議において、アセスメントや課題の整理、役割分担について、硬直化した場合や調整が難しい場合の調整依頼

□重層的支援会議（対象者同意あり） ☆個別支援会議（対象者同意なし）

協議事項：担当者によるケースカンファレンス。情報共有、アセスメント、課題及び支援の方向性の整理、役割分担を示した支援プランの作成

出席者：現在、対象者に関係している支援関係機関の担当者及び今後関係を有する可能性がある支援関係機関の担当者

備考：□対象者同意あり ☆対象者同意なし
■と□、★と☆がそれぞれ親会と個別会議の関係

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

○多機関協働事業等の実施【取組1)①】

令和5年度の取組

堺区	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の区内での調整、準備を経て多機関協働事業等を実施している。 ・令和5年度実績（令和5年12月時点）：対象ケース数 6ケース 会議開催回数 7回 ・取組状況について、本庁所管課と定期的に協議を振り返りしている。
南区	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度からの先行実施に引き続き、運用を継続。 ・令和5年度実績（令和5年12月時点）：対象ケース数 5ケース 会議開催回数 11回 ・取組状況について、本庁所管課と定期的に協議を振り返りしている。
中区・東区 西区・北区 美原区	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度からの実施に向けて、各区において体制構築の協議を行っている。（実際に実ケースを用い、支援会議の開催等を通じ、体制構築を行っている。） ・体制構築については、本庁所管課と連携し協議を進めている。
全市	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業等実施要綱及び堺市支援会議設置要綱を策定。 ・堺市版多機関協働事業等及び支援会議の運用マニュアルを策定。 ・各区での多機関協働事業等の運営について意見交換会を実施。 ・区役所にある機関だけでなく、地域包括支援センターや地域活動支援センター、子育て広場等と意見交換を実施し、認識を共有。

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

○堺市社会福祉職員人材育成方針の改定【取組1）①】

- ・変化する社会情勢や複雑化・複合化した生活課題などに対応でき、本市の社会福祉行政を牽引する役目である社会福祉職員を育成していくため、**H26年度に策定した「堺市社会福祉職員人材育成方針」をR5年3月に改定。**
- ・同方針に基づき、効果的なOJTや研修体系の構築、ジョブローテーションを推進していく。

堺市社会福祉職員人材育成方針（概要版）

背景・必要性、社会福祉職員の現状（第1章・第2章）

背景・必要性
 専門職固有の課題や当時の社会情勢に対応していくため、平成26年度に「堺市社会福祉職員人材育成方針」を策定しました。
 しかし、当時から社会情勢は大きく変化し、市民が抱える課題も複雑化・複合化しています。そのため、組織的・計画的な人材育成を推進することで、能力・組織力を高め、市民の福祉向上に貢献し、信頼される福祉行政の実現を目的として、方針を改定します。

社会福祉職員の現状
 平成13年度から本格的に社会福祉の専門職採用を開始し、令和4年4月1日現在で269名の社会福祉職員が在籍しています。

所 属	人 数
保健福祉総合センター	134
生活課福祉	25
地域福祉課	21
子育て支援課	5
子ども青少年育成部	65
子ども相談所	12
生活福祉部	1
長寿社会部	6
障害福祉部	6
合 計	269

※令和4年4月1日現在

社会福祉職員の理念・めざすもの、取組（第3章・第5章）

堺市社会福祉職員の理念
 人権の尊重と高い倫理観を基本的価値として、変化する社会や個人のニーズに対応できる柔軟さと高い専門性をあわせた相談支援・政策を通じて、福祉行政を牽引し、堺市民の福祉の向上に貢献します。

堺市社会福祉職員のめざすべき職員像

- 「ForからWithへ」
市民に寄り添い、共に考え・協働し、最善を尽くし、信頼される職員
- 「Mission・Passion・Profession」
使命や役割を自覚し、専門性の向上のために努力し続ける職員
- 「福祉行政のLeading player」
柔軟で幅広い視野と挑戦する心構えを持ち、福祉行政の牽引役を担う職員

社会福祉職員の専門性（第4章）

社会福祉職員とは
 行政職員としての能力 + 専門職としての能力 = 社会福祉職員（行政職員 + 福祉行政のプロフェッショナル）

堺市におけるジェネラリスト・スペシャリスト

ジェネラリスト
 多様な福祉分野の経験を活かし、スペシャリストの専門性を引き出しながら、広い視野を持って福祉施策の調整・企画立案に携わる。

スペシャリスト
 特定の福祉分野の専門人材として、当該分野を牽引する。後進の育成・指導や、当該分野の施策の企画立案にも関与する。

人材育成に係る取組

計画的・組織的なジョブローテーション
 組織全体として共通認識を持ち、計画的かつ組織的なジョブローテーションを推進

効果的なOJT
 必要な能力の獲得を支援するために組織全体として指導・助言を実施

体系的な研修・OffJT
 階層別など体系的な研修体系を構築し、専門性の向上を推進

キャリア形成
 ロールモデル等の関わりを通じて、キャリア形成を支援

※ジョブローテーションの基本的な考え方

適性を見極め、能力や専門性を最大限発揮

↑

複数の部署での経験（2～3か所目）

↑

対人援助業務を中心とした現場経験（1か所目）

※階層別研修の概念図

基本的な知識・技能を習得するための研修
 能力伸長期
 新任～3年目

→

多様な分野の経験を積み、組織の中心となるための研修
 能力活用期
 職歴3～6年目

プロフェッショナル期
 管理能力発揮期
 福祉行政のプロフェッショナルなスキルと能力を習得するための研修
 職歴7～10年目

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○地域福祉型研修センター事業 【取組2)①】 (拡充)

「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修 (導入編)」の実施 (専門職対象)

堺市社会福祉協議会と行政を中心として、「地域福祉志向の人材づくり」に向け、**専門職同士で協働を学ぶ研修**である「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」を推進している。社会福祉協議会が研修企画者を堺市内の専門職から募り、社会福祉協議会、行政、専門職が協働して、企画から当日の運営までを行う。受講生だけでなく、専門職が研修の企画者として運営を担い、研修のテーマである「協働」についてより考えることで、企画者が「協働」を率先して実践することができるようになり、地域での協働のキーパーソンになっている。

【これまでの開催経過】

	受講生	研修企画者
H30年度	38人	17人
H31年度	41人	延べ31人
R2年度	コロナ禍により実施なし (R3年度へ延期)	
R3年度	23人	延べ41人
R4年度	96人 (全市・西区・南区の合計)	延べ82人 (全市・西区・南区の合計)
R5年度	100人 (全市・西区・南区の合計)	延べ148人 (全市・堺区・西区・南区の合計)

【今後の展開】

エリア展開

身近な地域での協働を推進するため、区域でも開催する。令和5年度は、堺区・西区・南区で実施する。令和6年度は堺市を概ね3つのエリアに分けての実施を予定している。

研修企画者の拡充

協働のキーパーソンとなる研修企画者を拡充していく。

研修受講生を拡充

福祉分野以外の医療・教育・消防分野など参加者の専門分野が広がっているため今後も拡充を図っていく。

研修内容の更新

企画者や受講生の声を反映し、研修内容や教材を更新する。

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○地域福祉型研修センター事業【取組2)①】(拡充)

「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修（導入編）」（全市）

開催日：令和5年8月18日、25日 研修企画者：15名 受講生：39名

主な研修企画者の所属

関西大学、子ども関係事業所、高齢者関係事業所、障害者関係事業所、堺市ユースサポートセンター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、堺市社会福祉協議会、行政（生活援護課・子育て支援課・保健センター・地域共生推進課）等

主な受講生の所属

こども園、子ども関係事業所、高齢者関係事業所、障害者関係事業所、地域包括支援センター、大阪府地域生活定着支援センター、堺市就労支援協会、堺市社会福祉協議会、行政（子ども家庭課、教育委員会、生活援護課、保健センター、消防局、こころの健康センター、人権ふれあいセンター）等



事後アンケート（抜粋）

- ・自分一人で抱え込むのではなく、頼り上手頼られ上手になる大切さを感じた。
- ・明日からの仕事が楽しみになった。
- ・とても素晴らしい研修でした！他の職員にも参加させたい。
- ・繋がりを大事にしたい

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○地域福祉型研修センター事業 【取組2)①】(拡充)
「協働をすすめるためのソーシャルワーク研修(導入編)」の区域展開(堺区・西区・南区)

●堺区

開催日：令和6年2月8日、14日 企画者：20名

●西区【休眠預金活用事業を活用して実施】

開催日：令和5年10月4日、31日 企画者：19名 受講生：39名

●南区

開催日：令和5年9月4日、29日 企画者：12名 受講生：22名



さかいのふくしカードを使ったグループワーク
(南区)



フリップボードディスカッション
(西区)

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○地域福祉型研修センター事業 【取組2)①】(拡充) 地域住民と専門職の協働研修 (創造編)

堺市社会福祉協議会が中心となり、区域、日常生活圏域の専門職と地域活動者が学びあい、翌日から助け合える関係性をつくり、重層的支援体制整備事業を推進するためのつながりづくりを行う。

【西区】「子どものために地域でがんばる人の交流会 (井戸端会議) in西区」

【休眠預金活用事業を活用して実施】

開催日：令和5年9月14日

参加者：子どもの居場所活動者15名・専門職12名

事後アンケート (抜粋)

- ・専門職の方とお話できてよかった。研修もこれからの課題や色々なことが見えました。
- ・立ち場の違う多機関で「和」をもって連携できたらと思います。
- ・この研修を今後も続けて欲しいです。
- ・行政としてできることは限られてるので地域の方と連携していきたい。

子どもの居場所実践者と専門職の交流



【南区】

開催日：令和6年2月～3月実施予定

参加者：専門職及びボランティアビューロー、お元気ですか訪問実践者等の予定

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○各種生活相談支援の状況【取組1)②】（一部新規）

(1) 生活困窮者自立相談支援

生活仕事応援センター「すてっぷ・堺」において、生活困窮者（生活保護受給者以外）に対する総合相談支援や就労支援を実施。

相談支援実績	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年11月末
新規相談件数	1,862件	12,821件	12,059件	3,863件	1,318件
新規相談 受付件数	626件	6,395件	7,612件	2,259件	1,077件
新規相談 申込件数	252件	2,793件	1,453件	643件	938件
支援のべ 件数	8,957件	40,788件	33,852件	16,591件	8,467件

(参考) 主な相談主訴（令和5年4～11月）

（複数回答）

	収入・生活費のこと	仕事探し・就職について	住まいについて	債務について
相談件数	521件	266件	123件	122件

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

(2) 生活福祉資金（新型コロナウイルス感染症特例貸付）

社会福祉協議会において相談受付を実施。コロナ禍に伴う減収等による当面の生活費の需要に応える為、令和2年3月25日から令和4年9月末にかけて特例貸付の受付窓口として対応。

- ・ 緊急小口資金：200,000円
- ・ 総合支援資金：150,000円（複数世帯200,000円）× 3か月

各制度	令和2年度 ※1		令和3年度		令和4年度 ※4	
	相談件数	申請件数	相談件数	申請件数	相談件数	申請件数
緊急小口資金（本則）	321件	33件	405件	32件	1,921件	52件
総合支援資金（本則）	363件	29件	317件	15件	295件	5件
新型コロナウイルス特例貸付	36,805件	26,062件	24,842件	11,576件	6,459件	1,714件
①緊急小口資金		9,736件		3,572件		858件
②総合支援資金（初回）		7,653件		3,185件		856件
③総合支援（延長貸付）※2		4,702件		1,023件		—
④総合支援（再貸付）※3		3,971件		3,796件		—

(※1) 特例貸付開始R2.3.25～ (※2) 延長貸付R2.7月～R3.6月 (※3) 再貸付R3.2月～12月 (※4) 特例貸付終了～R4.9月末

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

● 特例貸付借受人等へのフォローアップ支援の取組

1) 令和5年6月5日 : 「堺市コロナ貸付返済相談窓口」を開設

2) 令和5年8月27日 : 「返済（猶予・免除）相談会」を開催

主催：堺市社会福祉協議会 共催：堺市 協力：大阪弁護士会・NPO法人ふーどばんくOSAKA

1 猶予・免除の相談会



① 137世帯からの相談受付

2 無料法律相談



② 16世帯が弁護士相談を行い、3件が弁護士受任

3 食料品の無料配布



③ 183世帯に食料品を配布

※イベント・窓口周知のため、特例貸付の返済が開始した約12,000世帯に対して案内を郵送。

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

● 特例貸付借受人等へのフォローアップ支援における相談受付状況

償還困難な世帯をはじめとして、償還手続き及び生活に関する相談を行った。

世帯別対応状況内訳 対象世帯数:12,869世帯

項目	世帯数	割合
免除承認 ※1	5,384	41.8%
口座振替	3,095	24.1%
猶予承認 ※2	444	3.5%
債務整理	298	2.3%
未応答 ※3	2,443	19.0%
行方不明 ※4	678	5.3%
その他 ※5	660	5.1%

令和5年8月末 現在

● 堺市コロナ貸付返済相談窓口の相談受付状況

(令和5年4月1日～11月末)

・電話相談	4,359件
・来所相談	1,105件
・猶予申請	459件

● 堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」の相談受付状況

(令和5年4月1日～11月末)

・猶予申請者への相談対応	251件
・免除申請者のうち相談を希望する世帯 ※6	541件

※1 借受人及び世帯主が非課税、生活保護受給中、重度障害手帳等の所持などに該当する場合、返済が免除される。

※2 離職や病気、多重債務など返済すると生活に支障を来す場合、1年間返済を猶予される。

※3 免除・口座振替・猶予等いずれの手続きもとっていない世帯。 ※4 郵送が届かず電話連絡をしてもつながらない世帯

※5 一括返済・死亡・不正受給・手続き中・不承認等

※6 大阪府社会福祉協議会より免除申請手続きに際して行ったアンケートで、自立相談支援機関への相談を希望した世帯 (R5.6月～11月)

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

(3) 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失された方または喪失するおそれのある方に対し、原則3か月（最長9か月）の家賃相当額（生活保護基準）の住居確保給付金を支給。
（支給申請は「すてっぷ・堺」にて受付）

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、令和2年4月に、離職等の申請要件が緩和。

住居確保給付金実績	新規相談件数	支給決定件数
令和5年度（令和5年4～11月）	162件	45件
令和4年度	444件	181件
令和3年度	765件	270件

(4) 生活保護

憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を送れるよう生活費や医療費等を給付し、生活困窮世帯が自分たちの力で生活していけるように援助することを目的として実施。

	相談実績	申請実績	開始実績
R5年度（12月末時点）	5,515件	2,252件	2,081件
R4年度	6,964件	2,910件	2,788件
R3年度	6,535件	2,664件	2,410件

重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

(5) 学習と居場所づくり支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に属する中学生及び高校在学年齢の子ども等を対象として、無料で学習でき、居場所となる場を提供。

また、支援員による家庭訪問や面談等を通じて、進路選択等に関する相談支援を実施。

	令和4年度	令和5年4～11月
事業申込者数	123名	118名
利用のべ人数	1819名	1291名



(6) ホームレス支援

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、大阪府や府内南部の自治体と協力して、ホームレス支援を実施。

○都市公園や河川敷などホームレスが起居している場所へ巡回して相談支援を実施。

インターネットカフェ等終夜営業店舗を訪問し、制度の周知を実施。

○必要に応じてビジネスホテル等の宿泊施設へ一時的に入所の上、住宅の確保や医療機関への受診などを支援。

	令和3年	令和4年	令和5年
ホームレス概数調査結果（毎年1月時点）	9名	8名	9名
一時生活支援事業利用者数(R5年は11月末)	51名	59名	35名

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

(7) 日常生活圏域コーディネーターによる個別相談

社会福祉協議会への委託事業として、各区事務所に配置している日常生活圏域コーディネーターによる「アウトリーチによる継続的支援」及び「参加支援」を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（12月末時点）
個別支援実件数	402件	527件	401件	447件
のべ対応回数	3,006回	2,775回	3,112回	3,937回

(参考)

年齢層(R4)	実件数		相談主訴(R4)	複数回答 (主なもの)	相談経路(R4)	実件数 (主なもの)
～10代	16件	合計 401件	経済的困窮	182件	本人	148件
20代	20件		病気	108件	地域支援者	88件
30代	33件		家族関係・家族問題	95件	行政	52件
40代	47件		メンタルヘルス	83件	家族・親族等	31件
50代	75件		家計管理の問題	81件	高齢者関係機関	22件
60代	62件		障害（手帳）	77件	社協関係	15件
70代	63件		社会的孤立	77件	医療機関	12件
80代～	61件		障害（疑い）	65件	障害者関係機関	11件
不明	24件				他	他

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

－今後の課題・取組－

◎ 連携の中核を担う「多機関協働事業」において、当該事業を担う人材の育成【取組1)①】

⇒令和6年度より重層的支援体制整備事業を実施し、「多機関協働事業」は中核を担う事業となる。多機関が協働するための要となる人材には、様々な制度に加えて各機関に関する役割についての幅広い知識とファシリテーター、コーディネーターとしての役割が求められる。

本市においてその中核機能を各区保健福祉総合センターへ設置するため、引き続き各区において人材育成及び支援体制の構築を行っていく。

◎ 本市における包括的な相談支援体制の整備に向けた継続的な検討【取組2)①】

⇒本市においては、上記のとおり多機関協働事業（包括的な相談支援体制の構築）を各区保健福祉総合センターへ設置する。今後は分野を超えたネットワークを作っていくことにより、多様な分野の連携を推進していく必要がある。